

Client Alert

15 May 2026

米国：重要商標判決紹介（2025年） 第9巡回控訴裁判所判決：Yuga Labs, Inc. v. Ryder Ripps（No. 24-879、2025年7月23 日）

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

1. 本件の意義と位置付け

本件は、NFT（Non-Fungible Token）が商標法（Lanham Act）上の「goods」に当たるか、また、アーティストによる批評・パロディ的文脈での他人標章の使用にどの程度の表現の自由の保護が及ぶか、という二つの論点を中核とする。第9巡回区は、NFTが商標保護の対象となり得ることを明確にしつつ、Rogers テストの適用範囲を Jack Daniel's (2023)の趣旨に沿って狭く解し、標章が自他商品識別（source identifier）として機能する場面では、表現の自由による特別ルールの適用は排除されると整理した。一方で、混同のおそれ（likelihood of confusion）については、連邦地裁の略式判決（summary judgment）を是認せず、差戻しとしている。

2. 事案の概要

(1) NFTについて

本件において争点の中心となったのは、NFTである。第9巡回区控訴裁判所は、まず NFTの基本的性質を整理している。裁判所によると、NFTとは、無形で完全に仮想的な認証用ソフトウェアコードであり、デジタル又は物理的コンテンツと結び付くことで、そのコンテンツに唯一性（非代替性）を付与するものとされている。裁判所は、これをサイン入り野球ボールに例え、大量生産された野球ボール自体は代替可能であるが、選手のサインが加わることで唯一の価値を持つ。同様に、デジタルアート自体は複製可能であっても、NFTという認証コードが付されることで独自の価値が生じる。NFTの本質的価値は、結び付けられた元のデジタルコンテンツが著作権保護の対象であるか否かとは別次元にあり、「所有」と「移転」が検証可能なユニークなデジタル資産を創出する点にあると整理されている。

NFTは、「ミント（minting）」と呼ばれる手続により生成され、ブロックチェーン上に記録・管理される。ブロックチェーンは、不動産登記簿に類似した公開型の分散台帳であり、NFTの生成や譲渡の履歴が恒久的に記録される。これにより、仲介者を介することなく、NFTの真正性と所有権移転が電子的に確認可能となる。

(2) The Bored Ape Yacht Club (BAYC)

Yuga Labs は、世界的に著名な NFT コレクションである「Bored Ape Yacht Club (BAYC)」を創設した。BAYCは、Ethereum ブロックチェーン上のスマート・コントラクトを通じて生成された1万点のNFTから成り、各NFTには固有の識別番号（Ape ID）と、特徴の異なる猿のイラストが紐づけられている。Yugaは2021年4月にBAYCの販売を開始し、翌月までに全コレク



ションを完売させ、初回販売で 200 万ドル超の収益を得た。BAYC NFT の購入者は、当該イラストの個人的・商業的利用権を無償で取得するとともに、デジタル空間やリアルイベントへの参加資格を有する会員制コミュニティの一員となる。Yuga は、「BORED APE YACHT CLUB」、「BAYC」等の名称やロゴを用いて BAYC をブランド化し、著名人の支持や企業とのコラボレーションを通じて、その価値と知名度を急速に高めていった。以下は、BAYC の Bored Ape 図形及び使用商標の一例である。



第 9 巡回区連邦控訴裁判所 判決文 p.10, 11 より

(3) 被告の RR/BAYC NFT Collection

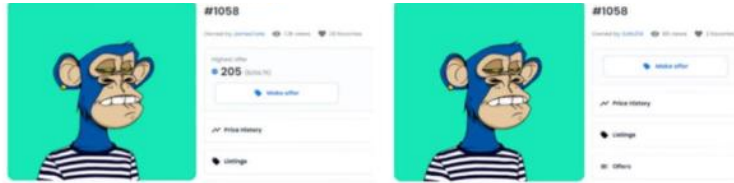
被告のライダー・リップスは、アートとインターネット、商業の境界を攪乱することを目的とするコンセプチュアル・アーティストであり、2021 年末頃から、BAYC にネオナチ的象徴や人種差別的表現が含まれているとして、SNS や自身のウェブサイト等を通じて Yuga への批判を行っていた。2022 年 5 月、リップスはジェレミー・ケイヘンと共に、「Ryder Ripps Bored Ape Yacht Club (RR/BAYC)」と称する NFT コレクションを制作した。RR/BAYC は、Yuga の BAYC と同一の猿の画像及び Ape ID に紐づけられており、Ethereum ブロックチェーン上のスマート・コントラクトにおいて、コントラクト名を「Bored Ape Yacht Club」、シンボルを「BAYC」と設定してミントされた。これらの情報は変更不能であり、Etherscan 等のブロックチェーン閲覧ツールを通じて一般に確認可能である。Yuga は、RR/BAYC には偽物や批評的プロジェクトであることを示す明確な表示がなく、その結果、第三者サービスが RR/BAYC を BAYC と誤認する事態が生じたと主張している。以下は、被告が使用していた商標の一例である。



第 9 巡回区連邦控訴裁判所 判決文 p.12 より



以下の左側は BAYC（原告）の猿図形、右側は RR/BAYC（被告）の猿図形である。双方ともに#1058 という番号で特定されていた。



第 9 巡回区連邦控訴裁判所 判決文 p.13 より

(4) RR/BAYC NFT（被告側 NFT）の宣伝・販売

被告らは、RR/BAYC NFT コレクションの宣伝・販売のために専用サイト rrbayc.com を開設し、対応する BAYC NFT の Ape ID を基に NFT を「予約」できる仕組みを設けた。同サイトには、RR/BAYC は BAYC 画像を新たにミントし、教育目的の抗議・風刺として再文脈化したものである旨のアーティスト・ステートメントが掲載され、Yuga に対する批判を行う別サイトへのリンクも設けられていた。被告らは、主として rrbayc.com を通じ、1 点 100～200 ドルで RR/BAYC NFT を販売し、全コレクション売却により約 136 万ドルの収益を得た。さらに、RR/BAYC NFT は Foundation 等の二次流通マーケットでも取引され、「Bored Ape Yacht Club」や「BAYC」の名称やロゴが表示された状態で販売・宣伝された。Yuga の削除要請後、これらの掲載は削除されたが、被告らは二次流通により 10 万ドル超のロイヤリティ収入を得ていた。

Yuga は Lanham Act に基づく商標侵害（false designation of origin）及び ACPA (Anticybersquatting Consumer Protection Act) に基づくサイバースクワッティングを主張した。被告は、Yuga による DMCA 通知の虚偽を反訴で主張し、あわせて BAYC 画像の著作権不存在確認等も求めた。連邦地裁は Yuga 側の主張を大筋で認容し、差止と利益吐出・法定損害賠償・弁護士費用等、計 800 万ドル超の救済を命じた。

3. 判断の骨子（控訴審）

(1) NFT は Lanham Act 上の「goods」

裁判所は、Lanham Act が「any goods or services」を対象とする点を踏まえ、法文上 NFT を排除する根拠はなく、USPTO（特許商標庁）の報告が示す実務も参照しつつ、NFT はオンライン市場で商取引の対象となる商品として認識されていると判示した。Dastar (2003) や Slep Tone (2017) が扱った「有体物に内包された無体的コンテンツ」事案とは異なり、NFT はデジタル空間に独立して存在し流通する商品であることを強調した。

(2) 優先権（priority）と権利消滅の抗弁

Yuga が BAYC 標章を最初に使用した事実は争いがなく、被告の「違法行為（未登録証券の販売）ゆえに商標保護を受けない」との主張は、違法性と標章使用との間の関連（nexus）が不十分として退けられた。また、商標権を譲渡・ネイキッドライセンス化したとの主張や、十分に監視していないために標章が機能を喪失したとの主張はいずれも採用されなかった。



(3) 表現の自由（Rogers）と nominative fair use

被告は、プロジェクト全体がパロディ・批評としての表現的作品であると主張した。しかし裁判所は、Jack Daniel's (2023)を踏まえ、被告による商標の使用が自らの NFT の出所表示として用いられる態様を含む以上、Rogers テストは「狭く」適用され、ここでは及ばないとした。Nominative fair use（指名的フェアユース）についても、単なる参照ではなく自らの商品の識別に利用しているため、成立しないと判断した。

(4) 混同のおそれ（Sleekcraft 要素）の再検討を命じ差戻し

連邦地裁は「混同あり」と容易に結論付けたが、第 9 巡回区は、強度・近接性・商標類似・実際の混同・流通経路・購入者の注意力・意図・拡張可能性の各要素の評価が割れること、インターネット商取引での柔軟な適用が必要なことから、略式判決は不適切として差戻した。特に、「購入者の注意力」については、高額・複雑なデジタル資産である NFT の性質上、合理的消費者は相応に精緻な注意を払う可能性が高いこと、BAYC と RR/BAYC の価格差が大きいことが混同の蓋然性を下げ得る点を指摘した。また、「商標の類似・流通経路」については、RR/BAYC の「RR/」という接頭語や、主たる販売が rrbayc.com で行われた事情等の差異が、混同評価に影響し得るとした。「意図」については、批評・パロディ目的が認められる一方、同一の Ape ID・名称・記号（BAYC）を埋め込む等、混同誘発に向かい得る設計もあり、動機は複合的で事実審理が要ると整理した。

以上から、「合理的消費者が出所につき混同する」と断定するには審理が不十分として、連邦地裁に事実審理を指示した。

(5) ACPA（サイバースクワッティング）

ドメイン rrbayc.com と apemarket.com が「混同を惹起するほどに類似」かについても、BAYC との差異（「rr」付加の効果、音・視覚・意味の相違）や、「BORED APE」と「apemarket」の部分的重なり等の限界等を踏まえ、法的判断としての同一・類似の断定はできないとして、こちらも差戻しとした。

(6) 被告の反訴（DMCA・著作権不存在の確認）

DMCA 512(f)に基づく「虚偽の削除要請」の反訴は、記録上、サービス事業者が当該表記に依拠した証拠がなく、Yuga の通知は主として商標侵害を根拠とするものであって実質的な虚偽の立証に欠けるとして棄却を維持した。また、著作権不存在の確認は、適切な事件性を欠くとして却下（with prejudice）を是認した。

4. 本判決の射程

(1) デジタル資産×商標

NFT は「商品」概念に包摂され、商標がデジタル空間で機能し得ることを控訴裁判所が明言した。とりわけ、BAYC のように会員権の機能・イベント参加・物販連携等、サービスを伴うデジタル商品において、商標が出所表示としての役割を果たすとの理解が確認された点は興味深い。

(2) 表現の自由抗弁の限界（Rogers の「狭さ」）



Jack Daniel's 最高裁判決以降、第 9 巡回区も、他人の標章を自らの商品の出所表示として用いる場合に Rogers テストを適用しない姿勢を明示した。批評・風刺の意図があっても、標章が少なくとも一部でも出所識別として機能する限り、通常の混同分析に回帰する点が実務上の大きな指針となるようである。

(3) 混同立証の難度

本件は、インターネット商取引における Sleekcraft テスト（第 9 巡回区が採用する混同判断のためのテスト）の柔軟運用を再確認し、略式での混同認定の抑制を明確にした。NFT の価格帯・購入者の注意力・販売導線（一次／二次市場・自社ドメイン／プラットフォーム）・UI 上の標示等が重視された。

5. まとめ

米国特許商標庁においては、「NFT」は商標法上の「商品」とは認められてこなかったところ、本判決は NFT を「商品」として明確に捉えた点で画期的である。同時に、Rogers テストの適用が Jack Daniel's 最高裁判決以降「狭く」なったことを具体的事案で示し、商標が自らの出所表示として機能する局面では、通常の混同分析に回帰するとの整理を示した点も注目に値する。また、商標の出所混同の認定に関しては、事実関係の分析を適切に行う必要があり、略式判断には慎重であるべきことが示された。

NFT 自体は、NFT アートに限らず、商品の保証書やイベントチケット等、多様な用途での活用が模索されている。一方で、NFT の法的な位置付けは、我が国を含め、いずれの国においても、未だ必ずしも明確に定まっているとは言いがたい。このような現状において、NFT を法的にどのように捉えるべきかを検討する上で、本判決は極めて示唆に富むものである。